

平成28年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成28年度に係る随時監査(工事)の結果については、平成29年2月10日に議会、知事に報告(平成29年2月10日付け北海道公報第2858号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 法規性の観点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 設計	
<p>《指摘事項》</p> <p>道路補修工事において、舗装のかさ上げに伴う端部のすり付けに当たっては、舗装構造や路体を保護し、安全な通行を確保するため、段差が生じないように設計しなければならないが、これを行っていなかった。(留萌振興局)</p>	<p>道路補修工事の設計に当たっては、現場状況の十分な把握に努めるとともに、設計基準を遵守し、安全な通行を確保するものとなるよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p> <p>なお、段差については、別途工事を行い、平成28年9月19日に解消しました。</p>
(2) 積算	
<p>《指導事項》</p> <p>教育研究施設の改築工事等において、見積りによる設計単価の策定に当たっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を決定する必要があるが、これを行っていないものがあった。(建設部)</p>	<p>見積りによる設計単価の策定にあたっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を策定するよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>また、査定が困難な場合は、見積り価格の詳細を確認して、建築保全課建築技術グループと協議を行い、査定方法を決定します。</p>
<p>《検討事項》</p> <p>農業用水用の揚水機場更新工事において、ポンプ室等を築造するための岩石の床掘工の積算に当たり、農政部が定める岩掘削の選定方法に基づき、人力を併用した機械掘削工の歩掛りを適用していたが、現場では機械のみでの掘削が可能であり、実態と合わない積算となっていることから、現場状況に適合した工法の選定方法等について検討する必要がある。(空知総合振興局)</p>	<p>岩石の掘削が床掘であって、機械のみでの掘削が可能である場合の積算に係る取扱いについては、当部の標準歩掛制定にあたって、特に、考慮すべきものとしている農林水産省制定歩掛の改定に併せて検討します。</p>

2 経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善を求めたもの	
(1) その他	
<p>《指導事項》</p> <p>河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、所管部局内での利用を積極的に行い、所管部局内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行っていません。</p> <p>(渡島総合振興局)</p>	<p>工事の実施に伴い発生する建設発生土の取り扱いに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に処理するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>